

# 群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

## 第1 目的

医療保険が適用にならない不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重く、十分な治療を受けることができない場合も少なくないことから、特定不妊治療を受ける夫婦に対してその治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的及び精神的負担の軽減を図り、もって少子化対策の充実を図ることを目的とする。

## 第2 対象者

助成の対象者となる者は、次の各要件を満たしている者とする。

- (1) 知事が指定する医療機関において特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されたもの。
- (2) 夫婦の双方またはいずれか一方が群馬県内に住所を有すること。
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦とする。

## 第3 支給要件等

### 1 所得要件

夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については、前々年の所得）の合計額が730万円未満である場合に助成を行うこととする。

### 2 所得の範囲

1の所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条を準用する。

### 3 所得の額の計算方法

1の所得の計算方法については、児童手当法施行令第3条を準用する。

## 第4 対象となる治療等

特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象する。）

なお、以下に掲げる治療法は助成の対象とならない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母によるもの（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- (3) 借り腹によるもの（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

## 第5 指定医療機関

- 1 本事業の対象となる特定不妊治療を実施する医療機関を、知事が別途定めた指定基準に基づき、指定するものとする。
- 2 医療機関の指定を受けようとするときは、不妊に悩む方への特定治療支援事業医療機関指定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 3 他の都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）若しくは中核市（同法第252条の22第1項の中核市をいう。）の市長が特定不妊治療を実施するのに適当であると認める医療機関は、第5の1項に規定する知事が指定する医療機関とみなす。
- 4 指定した医療機関については、3年程度をめぐり、指定基準に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたことが明らかである等の状況があれば、すみやかに調査を行い、指定の取消を行うことができるものとする。

## 第6 実施方法

本事業は、県の予算の範囲内において助成するものとし、第2に定める対象者が第5により指定する医療機関において、第4に定める治療のために要した費用に対しその一部を助成することとする。

## 第7 助成内容等

- 1 助成の対象となる費用の範囲は、特定不妊治療が必要であると医師が判断し治療が開始された時点から当該治療が終了した時点までに要した特定不妊治療の費用とする。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。
- 2 助成の額は、次の①～③に示すとおりとする。ただし、同一の特定不妊治療に対して、他の地方公共団体の制度による補助を受ける場合は、その補助額を対象費用から除くものとする。
  - ① 1回の治療につき、別添図に定める治療ステージA、B、D、Eに該当する場合は15万円まで、治療ステージC及びFに該当する場合は7万5千円までとする。
  - ② ①のうち初回の治療に限り30万円まで助成する。（ただし、別添図のC及びFの治療を除く）
  - ③ 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、①及び②のほか、1回の治療につき15万円まで助成する。（ただし、別添図のCの治療を除く）
- 3 通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは、6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。

ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には助成しない。

国が実施する「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」に基づいて、他の都道府県、指定都市及び中核市が実施する特定不妊治療に係る助成を既に受けている場合は、助成回数に含めるものとする。

## 第8 助成の申請

- 1 特定不妊治療費の助成を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健福祉事務所を經由して、知事に群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

ただし、平成28年4月1日以降終了した治療について助成を受けようとする者は、原則として、治療終了月の3か月後の末日までに、居住地を管轄する

保健福祉事務所を経由して、知事に群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

- 2 申請書には、群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（様式第3号）及びその他必要な関係書類を添付しなければならない。

#### 第9 審査及び決定

知事は、申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、助成の適否を決定の上、その結果について群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書（様式第4号）又は群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業不承認決定通知書（様式第5号）により申請者あて通知するものとする。

#### 第10 台帳管理

知事は、本事業の助成状況を明確にするため、申請に係る台帳（様式第6号）を作成の上管理するものとする。

#### 第11 不妊専門相談センターとの連携

本事業については、県不妊専門相談センター等の相談機関との連携により実施するものとし、不妊に悩む夫婦に対する精神的支援を行うなどカウンセリング体制の充実・強化に努めるものとする。

#### 第12 その他

- 1 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものである。
- 2 本事業が適切に行われる必要があることから、指定医療機関は不妊治療実施報告（不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成対象以外の症例も含む）（様式第7号）を、知事が別に指定する日までに提出するものとする。
- 3 実施医療機関の医師等及び県は、助成を受けようとする夫婦に対し、次の調査項目について、行政において把握することをあらかじめ説明すること。
  - ・ 受給人数（全数、治療方法別）、治療周期総数（全数、治療方法別）、
  - ・ 年齢分布（全数、治療方法別）、妊娠数（全数、年齢別、治療方法別）、採卵あたり妊娠率（全数、年齢別、治療方法別）、
  - ・ 多胎妊娠数（全数、年齢別、治療方法別）、
  - ・ 生産分娩数（全数、年齢別、治療方法別）、
  - ・ 採卵あたり生産率（全数、年齢別、治療方法別）、
  - ・ 出生児数（全数、年齢別、治療方法別）、
  - ・ 低出生体重児数（全数、年齢別、治療方法別）、
  - ・ 妊娠後経過不明数（全数、治療方法別）
- 4 この要綱に定めるもののほか、不妊に悩む方への特定治療支援事業の推進に必要な事項については別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(助成額の特例)

2. 平成22年3月31日までの間は、第7の2項中「10万円まで」とあるのは「15万円まで」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月3日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成28年3月10日から施行し、平成28年1月20日より適用する。

(申請額の特例)

2. 平成28年1月20日から平成28年3月9日までの間に知事に提出される様式第2号の申請額は、前項を踏まえた額に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月22日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

別添図 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで			採精（夫）	受精 （前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植						助成対象範囲	
	薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植		妊娠の確認 （胚移植のおおむね2週間後）		
						胚移植	黄体期補充療法		薬品投与 （自然周期で行う場合もあり）	胚移植			黄体期補充療法
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日		
A	新鮮胚移植を実施												助成対象
B	凍結胚移植を実施*												
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												

\* B: 採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

\* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を終了した場合も助成の対象になります。

様式第1号一(1)

群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業 指定医療機関申請書  
(新規・再審査・変更)

群馬県知事 様

平成 年 月 日

群馬県不妊に悩む方の特定治療支援事業の指定医療機関として、次のとおり指定(変更)されることを申請いたします。

実施にあたっては日本産科婦人科学会の会告をすべて遵守し、特定不妊治療を実施します。  
次の内容に偽りがあった場合、指定を取り消されても異議を申しません。

医療機関の名称  
所在地  
医療機関の長

印

医療機関名	名称		
	所在地		
施設・機関責任者		役職	
実施責任者		役職	
体外受精開始	年 月 日		
顕微授精開始	年 月 日		
本助成事業として指定を受ける治療方法	体外受精及び顕微授精 ・ 体外受精のみ ・ 顕微授精のみ		
日産婦登録施設番号			
設備及び体制の概要	(別紙1)		
人員配置の概要	(別紙2)		
(変更の場合) 変更事由	事由発生年月日： 年 月 日 事由：		

※〔H28年度～〕申請締切：治療終了月の3か月後の月の末日※  
群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します  
また、助成の適正を図るため、他の自治体に助成金の受給状況の照会、提供することについて同意します。

## 記

対象者	夫	(ふりがな) 氏名	生年月日	昭 和 ・ 平 成	年 月 日 生 ( 歳)
	妻	(ふりがな)	昭 和 ・ 平 成	年 月 日 生 ( 歳)	
	住所(※1)	〒			
	住所(※2)	〒			
		電話 ( )			
		電話 ( )			
過去に特定不妊治療に関する助成金を受けたことがありますか ↓都道府県、指定都市、中核市 ない・ある → 通算 ( ) 回受けた → 助成を受けた自治体 ( ) → 初めて助成を受けた治療の開始時の妻の年齢 ( ) 歳					
申請者氏名 _____ (印) _____ (印) (夫及び妻が自署もしくは記名押印)					
特定不妊治療に要した額		金 _____ 円	(受診等証明書の領収金額)		
申請額合計		金 _____ 円	※内、男性不妊治療費分 _____ 円		
平成 年 月 日		群馬県知事 様			
振込先	金融機関名	銀行・組合 金庫・農協	本店 支店 出張所		
	預金種別	普通・当座 その他 ( )	(ふりがな) 口座名義人	( )	
	口座番号	_____			(7桁で記入)

申請受理年月日	(承認・不承認) 決定年月日
受給者番号	ID

※1 夫婦の住所を記入※2 単身赴任などで夫婦の住所が異なる場合に記入。

(添付書類) 詳細は「群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業のご案内」・県ホームページをご覧ください。

- 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式第3号)・証明部分の領収書
- 法律上の婚姻関係にあることを証明できる書類(発行から3か月以内の戸籍謄本)  
※2回目以降の申請で、3の住民票の続柄・筆頭者により婚姻関係が確認できる場合は省略可
- 夫婦それぞれの住所等(前住所含む)を確認できる書類(発行から3ヶ月以内の住民票)
- 夫及び妻それぞれの所得額を証明する書類(以下のいずれかの書類)  
(「所得証明書(児童手当用)」・「課税(非課税)証明書」・「市町村民税・県民税特別徴収税の決定通知書」)

その他：申請時、振込先口座の通帳も御持参ください。

(注)太枠の中を「記入」ください。

(裏面)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する  
説明書

## (1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

## (2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(公社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

## I 治療から妊娠まで

- (1) 患者(女性)の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

## II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する  
説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、  
1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、  
この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。  
なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。



## 〔(H28年度～)申請締切:治療終了月の3か月後の月の末日〕

## 群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄（主治医が記入すること）

(ふりがな) 受診者氏名	夫	( )	妻	( )
	受診者生年月日	S・H 年 月 日 ( 歳)		S・H 年 月 日 ( 歳)
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号(注参照)に○を付けてください		AまたはBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください)	
	男性不妊治療を行った場合の手術療法 [ ]		(精子回収の有無) 1. 有 2. 無	
今回の治療期間※1	平成 年 月 日 (当時の妻の年齢 歳) ～ 平成 年 月 日			
日本産婦人科学会UMIN 個別調査票登録の有無	有 → 症例登録番号※2		無	
領収金額	〔今回の治療にかかった金額合計※保険外診療に限る〕			
	特定不妊治療費	領収金額	円	
	(男性不妊治療費除く)			
	男性不妊治療費※3	領収金額	円	

※1) 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

※2) 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

※3) 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関（指定を受けていない医療機関である場合を含む）で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

(注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注2) 採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。

添付書類：上記領収金額に対応する領収書、治療明細書(治療内容が分かるもの)等（申請の際に本書を持参）

様式第4号

第 一 号  
平成 年 月 日

様

群馬県知事 ○○ ○○

群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました特定不妊治療費の助成について、  
下記金額を助成することを決定したので通知します。

助成額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第 5 号

第 一 号  
平成 年 月 日

様

群馬県知事 ○○ ○○

群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業不承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました特定不妊治療費の助成について、  
下記の理由により不承認としたので通知します。

記

不承認とした理由 のため

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成 26 年法率第 68 号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、群馬県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、群馬県知事を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

## 不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳

受給者番号						
						生年月日
申請者氏名	(夫)				昭和 平成	年 月 日 ( 歳)
	(妻)				昭和 平成	年 月 日 ( 歳)
住所(※1)	〒				電話	( )
住所(※2)	〒				電話	( )
備考						

※1：夫婦の住所を記入する。

※2：夫婦の住所が異なる場合に記入する。

住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合をいう。

## (特定不妊治療)

申請受理 年月日	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成額	医療 機関名	治療期間		症例登 録番号 の有無	備考
					開 始	終 了		
(初回分)		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			

## (男性不妊治療)

申請受理 年月日	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成額	医療 機関名	治療期間		症例登 録番号 の有無	備考
					開 始	終 了		
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			
		(承認・不承認)			-----			

## 不妊治療実施報告

平成 年 月 日から平成 年 月 日の間に治療を開始した症例について、次のとおり報告します。

平成 年 月 日

医療機関の名称及び所在地

〒

報告者氏名

## 1 不妊治療の有無

体外受精について

	実施した
	実施しなかった

顕微授精について

	実施した
	実施しなかった

## 2 実施報告について

	体外受精	顕微授精	Split	凍結融解 胚移植
患者総数				
治療周期総数				
採卵総回数				
移植総数				
妊娠数※1				
流産数				
多胎妊娠数				
双胎				
三胎以上				
生産分娩数※2				
出生児数※3				
妊娠後経過不明数※4				

※1 この場合、妊娠とは胎嚢が確認された症例を指し、妊娠反応のみ陽性の症例は含まない。

※2 多胎のうち1児でも生産したものは生産分娩とする。

※3 体外受精や顕微授精等の治療により出生（生産）した児の数。

※4 妊娠が確認されたが、妊娠経過を追跡できず、その帰結が不明であるもの。